

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回 美幌町都市計画審議会
開 催 日 時	令和7年5月13日(火) 14時00分 開会 15時05分 閉会
開 催 場 所	美幌町役場 第1会議室
出 席 者 氏 名	【委員】 味噌一郎、中川寿一、宮田博行、高橋清、馬場博美、稲垣淳一 宮崎奈津江、渡部敏行、高橋竜二
欠 席 者 氏 名	橋本美典、千葉正美、横山清美
事務局職員職氏名	遠國建設部長、森口建設課長、廣田建築主幹、中村都市整備G主査、 高橋都市整備G技師補
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 会議録署名委員の指名 4 諮問事項 第1号 美幌都市計画用途地域の変更について 第2号 美幌都市計画準防火地域の変更について 5 協議事項 第1号 美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 6 その他 都市計画道路の見直しについて 7 閉会
会議の公開又は 非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	—
傍聴人の数 (会議を公開した場合)	1名(報道機関)
資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・美幌都市計画用途地域の変更(案) ・美幌都市計画準防火地域の変更(案) ・美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(案)
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
遠國部長	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶、委員紹介（高橋竜二氏）
味噌会長	<p>2 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶
味噌会長	<p>3 会議録署名委員の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮田委員、渡部委員を指名
稲垣委員	<p>4 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号 美幌都市計画用途地域の変更について ・第2号 美幌都市計画準防火地域の変更について（資料に基づき内容説明） （以下質疑応答） <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の参加状況、参加者について質問 <p>【事務局回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちづくり計画と併せて実施し、報道含め29名が参加。前回（令和5年12月）は35名で同程度の参加者数。YouTube配信の再生回数は200回超。事業者は2社が参加。
馬場委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域での見直しや用途地域全体の見直し予定について質問 <p>【事務局回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画で位置付けた3拠点のうち、企業側の土地需要があり用途地域変更が必要と判断した箇所はこの地区のみ。商業系用途地域の一部を住居系用途地域に変更し準防火地域を解除する変更は今後予定。
馬場委員	<ul style="list-style-type: none"> ・変更が需要ベースなのか、役場としての課題分析に基づくものか確認。全体的な見直しの有無について質問 <p>【事務局回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者との意見交換で把握した過去からの事業者ニーズと都市計画上の課題認識に基づく変更。立地適正化計画で位置付けた沿道サービス拠点の充実を図るための町の意志による変更。他地域については具体的な土地利用方針の決定に至っていない。 <p>【原案のとおり可決として、答申書を町へ提出する】</p>

<p>馬場委員</p>	<p>5 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号 美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (資料に基づき内容説明) (以下質疑応答) <p>稲美工業地域の拡大場所について質問</p> <p>【事務局回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(スライドで場所を示し)現在の工業地域周辺の白地地域を検討していることを説明 ・北側と西側に既に一部施設が立地または開発行為が行われている状況。白地地域は農地法の適用を受け農業関連施設のみ可能なため、都市計画上の位置付けが必要。上位計画である区域マスの位置付けが変更には必要。
<p>宮崎委員</p>	<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直しについて (スライドで内容説明) (以下質疑応答) ・コンパクトなまちづくりの効率性は理解。まちの方針として緑を取り入れる視点、移住や観光の観点が含まれるか疑問。最近の住宅は緑が少なく、まちはコンパクトでも緑が少ないのではと危惧。 (意見として承る)
<p>高橋清委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の法的構造について解説(北海道が権限を持つ区域マスの重要性) ・都市計画でできることは規制、誘導、事業の3点 ・町の方針が都市計画マスタープランと立地適正化計画に反映され、それに基づいた都市計画の見直しであること ・私権の制限から、道路事業の見直しの難しさと説明責任の重要性 ・安全で歩きやすいまちづくりの視点 ・賑わいとイベントの違い、美幌町の賑わいの考え ・義務教育学校中心の安全な歩行ネットワークと緑の調和の必要性、ゾーン30プラスの取り組みなども取り込んだ方針策定の重要性
<p>味噌会長</p>	<p>7 閉会</p> <p>(会長による閉会挨拶)</p>